

議案第157号

権利の放棄について

1 事件の概要

平成19年1月20日に発生したカラオケボックス店建物火災による3名の死者の遺族である原告らが、本件火災において多数の死傷者を出す結果となったのは、宝塚市は本件建物が無届でカラオケボックス店として利用されている実態を十分に認識し、同時に、消防法等の各種規制に違反していることも認識していたにもかかわらず、本来行うべき行政権限の行使を懈怠し、違法状態を放置していたことから、本件建物について、本件火災が発生するまで各種消防法令に適合するような設備改善がなされなかったためであり、宝塚市は原告らに対し損害賠償責任があるとして、他の被告らとともに合計約2億8,900万円の支払を求めるもので、第1審については平成27年3月27日に、控訴審については平成28年1月28日に、上告審等については同年6月24日に、それぞれ判決が言い渡され、原告らの本市に対する請求は棄却され、訴訟費用は原告らの負担とされた。

2 当事者

(1) 原告（控訴人、上告人兼申立人）



(2) 被告

A

(3) 被告

B

(4) 被告

C

(5) 被告（被控訴人）

D

(6) 被告（被控訴人、被上告人兼相手方）

E

(7) 被告（被控訴人、被上告人兼相手方）

F

(8) 被告（被控訴人、被上告人兼相手方）

宝塚市

3 判決主文

(1) 第1審

ア 被告Bは、原告[redacted]及び原告[redacted]に対し、それぞれ4494万3844円及びうち3703万6387円に対する平成23年10月21日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。

イ 被告Bは、原告[redacted]に対し、8568万3261円及びうち7067万5350円に対する平成23年10月21日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。

ウ 被告Bは、原告[redacted]に対し、4292万4826円及びうち3540万4903円に対する平成23年10月21日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。

エ 被告Bは、原告[redacted]、原告[redacted]及び原告[redacted]に対し、それぞれ1430万8273円及びうち1180万1633円に対する平成23年10月21日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。

オ 原告らのその余の請求（注：この部分に市に対する請求も含まれる。）をいずれも棄却する。

カ 訴訟費用は、原告らに発生した費用の10分の2と被告Bに発生した費用の10分の8を同被告の負担とし、原告ら及び被告Bに発生したその余の費用並びにその余の被告らに発生した費用をいずれも原告らの負担とする。

キ この判決は、主文アないしエに限り、仮に執行することができる。

(2) 控訴審

ア 原判決中、被控訴人Dに関する部分を次のとおり変更する。

(ア) 被控訴人Dは、控訴人■■■■及び控訴人■■■■に対し、それぞれ4494万3844円及びうち3703万6387円に対する平成23年10月21日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。

(イ) 被控訴人Dは、控訴人■■■■に対し、8568万3261円及びうち7067万5350円に対する平成23年10月21日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。

(ウ) 被控訴人Dは、控訴人■■■■に対し、4292万4826円及びうち3540万4903円に対する平成23年10月21日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。

(エ) 被控訴人Dは、控訴人■■■■、控訴人■■■■及び控訴人■■■■に対し、それぞれ1430万8273円及びうち1180万1633円に対する平成23年10月21日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。

イ 控訴人らの被控訴人E、被控訴人F及び被控訴人宝塚市に対する控訴をいずれも棄却する。

ウ 訴訟費用は、控訴人らと被控訴人E、被控訴人F及び被控訴人宝塚市との間で当審において生じた費用は控訴人らの負担とし、控訴人らと被控訴人Dとの間で生じた費用は、第1、2審とも、被控訴人Dの負担とする。

エ この判決は、主文ア(ア)ないし(エ)に限り、仮に執行することができる。

(3) 上告審

ア 本件上告を棄却する。

イ 本件を上告審として受理しない。

ウ 上告費用及び申立費用は上告人兼申立人らの負担とする。

※個人情報保護のため、一部マスキングをしています。